

## 令和4年第7回羽幌町議会定例会会議録

### ○議事日程（第3号）

令和4年9月16日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 認定第 1号 令和3年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について  
(決算特別委員会審査報告)
- 第 4 認定第 2号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(決算特別委員会審査報告)
- 第 5 認定第 3号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
(決算特別委員会審査報告)
- 第 6 認定第 4号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(決算特別委員会審査報告)
- 第 7 認定第 5号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(決算特別委員会審査報告)
- 第 8 認定第 6号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(決算特別委員会審査報告)
- 第 9 認定第 7号 令和3年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について  
(決算特別委員会審査報告)
- 第10 認定第 8号 令和3年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について  
(決算特別委員会審査報告)
- 第11 発議第 7号 議員の派遣について
- 第12 発議第 8号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
- 第13 意見案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について

### ○追加日程

- 第 1 議案第47号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）

### ○出席議員（11名）

|               |                |
|---------------|----------------|
| 1 番 金 木 直 文 君 | 2 番 磯 野 直 君    |
| 3 番 平 山 美知子 君 | 4 番 阿 部 和 也 君  |
| 5 番 工 藤 正 幸 君 | 6 番 船 本 秀 雄 君  |
| 7 番 小 寺 光 一 君 | 8 番 逢 坂 照 雄 君  |
| 9 番 舟 見 俊 明 君 | 10 番 村 田 定 人 君 |
| 11 番 森 淳 君    |                |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

|   |             |
|---|-------------|
| 町 長                                     | 駒 井 久 晃 君   |
| 副 町 長                                   | 今 村 裕 之 君   |
| 教 育 長                                   | 山 口 芳 徳 君   |
| 監 査 委 員                                 | 鈴 木 典 生 君   |
| 農 業 委 員 会 会 長                           | 入 江 雄 治 君   |
| 会 計 管 理 者                               | 渡 辺 博 樹 君   |
| 総 務 課 長                                 | 敦 賀 哲 也 君   |
| 地 域 振 興 課 長                             | 清 水 聡 志 君   |
| 財 務 課 長                                 | 大 平 良 治 君   |
| 財 務 課 主 幹                               | 熊 谷 裕 治 君   |
| 町 民 課 長                                 | 宮 崎 寧 大 君   |
| 福 祉 課 長                                 | 木 村 和 美 君   |
| 健 康 支 援 課 長                             | 鈴 木 繁 君     |
| 健 康 支 援 課<br>地 域 包 括 支 援<br>セ ン タ ー 室 長 | 奥 山 洋 美 君   |
| 建 設 課 長                                 | 金 子 伸 二 君   |
| 建 設 課 主 任 技 師                           | 石 川 隆 一 君   |
| 建 設 課 主 任 技 師                           | 笹 浪 満 君     |
| 建 設 課 主 幹                               | 上 田 章 裕 君   |
| 上 下 水 道 課 長                             | 棟 方 富 輝 君   |
| 上 下 水 道 課 主 幹                           | 竹 内 雅 彦 君   |
| 農 林 水 産 課 長                             | 伊 藤 雅 紀 君   |
| 商 工 観 光 課 長                             | 高 橋 伸 君     |
| 天 売 支 所 長                               | 門 間 憲 一 君   |
| 焼 尻 支 所 長                               | 佐 々 木 慎 也 君 |

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| 学校管理課長<br>兼学校給食<br>センター所長 | 酒井峰高君 |
| 社会教育課長<br>兼公民館長           | 飯作昌巳君 |
| 監査室長                      | 三上敏文君 |
| 農業委員会<br>事務局長             | 伊藤雅紀君 |
| 選挙管理委員会<br>事務局長           | 敦賀哲也君 |

○職務のため出席した事務局職員

|        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 豊島明彦君 |
| 総務係長   | 嶋元貴史君 |
| 書記     | 逢坂信吾君 |
| 書記     | 佐藤諒輔君 |

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

3番 平山美知子君 4番 阿部和也君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎認定第1号～認定第8号

○議長（森 淳君） 日程第3、認定第1号 令和3年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第2号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第3号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第4号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第5号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第6号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第7号 令和3年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第8号 令和3年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、以上8件を一括議題とします。

本案については、本議会において羽幌町各会計決算特別委員会に付託した事件であり、その審査結果について、会議規則第77条の規定により、各会計決算特別委員会委員長から報告を求めます。

羽幌町各会計決算特別委員会委員長、小寺光一君。

○各会計決算特別委員会委員長（小寺光一君）

令和4年 9月16日

羽幌町議会議長 森 淳 様

羽幌町各会計決算特別委員会

委 員 会 審 査 報 告

- 認定第1号 令和3年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 令和3年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 令和3年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4号 令和3年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 令和3年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 令和3年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第7号 令和3年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第8号 令和3年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について

本委員会に付託された上記事件の審議結果について、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 1 付託された議会 令和4年 9月15日 (第7回定例会)  
2 委員会開催年月日 令和4年 9月15日  
3 審査の経過及び結果

- (1) 地方自治法第233条第3項及び同条第4項に基づき監査委員から「決算審査意見書」について説明を求めた。  
(2) 理事者側(財務課長、上下水道課長)から決算書及び同認定資料について、それぞれ説明を求めた。

これらの説明は詳細になされ、委員会では本案件を慎重に審議した結果、水道事業剰余金の処分、及び各会計ともに原案可決及び認定すべきと決定したので報告する。  
○議長(森 淳君) 本案については、全議員の委員をもって構成する各会計決算特別委員会において十分に審議が尽くされておりますので、質疑及び討論を省略することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

これから認定第1号から認定第8号までの8件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定すべきとするものであります。

したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 淳君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

◎発議第7号

○議長（森 淳君） 日程第11、発議第7号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思えます。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第8号

○議長（森 淳君） 日程第12、発議第8号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第3号

○議長（森 淳君） 日程第13、意見案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 意見案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和4年9月14日提出。

提出者、羽幌町議会議員、逢坂照雄。賛成者、羽幌町議会議員、磯野直、同じく、賛成者、羽幌町議会議員、阿部和也。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食

を強みに我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋梁などの公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

しかしながら、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み予算を重点配分すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと。
- 3 橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。
- 4 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。
- 5 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 6 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
- 7 日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。
- 8 堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備

に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

9 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月14日、北海道羽幌町議会議長、森淳。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

○議長（森 淳君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

#### ◎日程の追加

○議長（森 淳君） お諮りします。

ただいま町長から議案第47号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

#### ◎議案第47号

○議長（森 淳君） 追加日程第1、議案第47号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま追加提案となりました一般会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億98万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それ



ぞれ73億2,515万2,000円とするものであります。

補正をいたします内容を申し上げます。歳出の3款民生費、社会福祉費において高齢者世帯等生活支援給付事業1,342万3,000円の増額は、原油価格の高騰等により光熱水費や食費など様々な支出が増加し、生活への影響が特に深刻な低所得の高齢者及び障がい者世帯に対し、北海道の事業を活用して1世帯当たり1万2,000円の支援金を給付するものであり、財源については国庫支出金及び道支出金を充てております。同じく、電力ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業6,972万4,000円の増額は、物価高騰により特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円の給付金を支給するものであり、財源については全額国庫支出金で賄われるものであります。なお、対象世帯への支給につきましては、国から交付要綱などが届き次第速やかに進めさせていただきたいと考えております。

次に、4款衛生費、健康センター運営費において新型コロナウイルスワクチン接種事業1,783万3,000円の増額は、オミクロン株対応のワクチン接種に関して今月中にもワクチンが供給される見込みとなりましたことから、接種に向けた体制を確保するものであり、財源については全額国庫支出金で賄われるものであります。

以上が追加提案となりました補正予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（森 淳君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第47号について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） ちょっと聞きたいと思います。

まず、一番最初の高齢者世帯等生活支援給付事業、これは先日のコロナの委員会で説明を受けた部分だと思います。これは、高齢者と障がい者となっております。これとこの次の部分の事業において、電力ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金、この部分は今の説明でいくと住民税非課税の低所得の方というのが説明の中にありました。上の事業は低所得者という部分の説明はないのですけれども、これは高齢者と障がい者であれば低所得でなくても支給するということになりますか。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） 答えいたします。

1世帯1万2,000円のほうは非課税世帯であって65歳以上の高齢者、もしくは障害者手帳等を所持している世帯に対象となっております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 分かりました。

それでは、2つ目の事業も非課税ということですから、全て非課税の方ということになりますか。そういう理解でいいのですか。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

下の国の事業につきましては、昨年度末からも実施している非課税世帯への10万円と恐らく同じ内容でないかと想定はしておりますが、こちらにつきましては年齢関係なく非課税世帯が対象になりますが、住民税課税されている者の扶養親族等のみから成る世帯は除かれるという事業となっております。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） すみません、何回も。これは一世帯ということだと思うのですが、世帯全員の収入で非課税になっている世帯に支給されるということですか。個人ではないのですね。世帯ということなのですね。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

世帯全員非課税という形であれば対象になるということでもあります。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） 全員が非課税でなければ支給されないということですか。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） そのとおりでございます。

○議長（森 淳君） 5番、工藤正幸君。

○5番（工藤正幸君） そうなると、一番上の段と次の段の事業でダブって支給される家庭もあるということになりますか。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） 2つの事業に該当する世帯は重複するものと思われます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 前回31日、私コロナ特別委員会にいなかったものですから、確認の意味で質問をさせていただきます。

高齢者の世帯等生活支援給付金約1,342万3,000円、道からの補助金が414万円、ほかの財源はどの財源を使うのかをまずは教えてください。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

新型コロナウイルスに関わる地方創生臨時交付金を活用するという事業でございます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 分かりました。ありがとうございます。

それで、今臨時交付金、たしか4回だったのか3回か、羽幌町ももらっていると思うのです。今現在臨時交付金の額、残額どの程度あるか教えていただけますか。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

現在予算化するに当たって1, 600万弱ぐらいだったというふうに記憶しております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 残額1, 600万程度あるということでございます。この部分の使い道等について今現在羽幌町で考えていることがあれば教えていただけますか。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

残額1つだけですとなかなか事業にも持っていけないかなというふうには考えております。今実際に計画として動いている部分、その部分も執行残が多分少しずつは出ると思います。最終的な変更申請前までには事業化のほうを検討して、また特別委員会等にご説明させていただいた上で何らかの形で使い切る形で考えたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 私の考えとして31日ですか、言えなかったのですが、これまでいろんな分野に臨時交付金を使って支援、手当て等をされてきました。それで、今約1, 600万余っているということなので、これ要望なのですが、ぜひ日の当たっていない例えば運送業だとトラック事業者、これ緑ナンバーで自前でもって作業されているトラック業者たくさんあります、公共事業は別にして。過去4回程度の臨時交付金の事業がやられていると思うのですけれども、そういうところへの支援が全くないということで、私のお願いと要望ですから、ぜひそういうところへも、バス、タクシーについては当然何回も支援しているわけですので、今まで支援していなかったところで燃料高騰だとか、そういう部分で大変困っているところという話を聞きます。ぜひそういうところへも私はやるべきだと思うので、31日にいけばそれ言いたかったのですけれども、いなかったものだから、今日はぜひ、これ一部臨時交付金も財源として入っているわけでございますので、今後もし事業計画をする場合にぜひその部分を取り上げていただきたいというお願いと要望をいたします。答えてくれるのであれば答えてほしいと思います。

○議長（森 淳君） 本案件につきましては、高齢者世帯等生活支援給付事業、その他電力ガス等食料品云々の支給事業についてでありますので、ほかの使い道については今後コロナ対策特別委員会等も開くということでしたので、ここで議論を打ち切りたいと思います。ご理解ください。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 私は、衛生費の新型コロナウイルスワクチンのことについてお聞きします。

これまでの委員会等で健康支援課からの説明されていたのはオミクロン株ワクチンでは

なかったと思いますが、今回初めてオミクロン株に対応するワクチンの接種についての話が出てきたのかなと思いますが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） 前回の特別委員会の中で最後にちらっと触れたかと思っていますけれども、ニュース等で報道されていますオミクロン株対応、B A. 1 に対してのワクチンと今までの株に対する、いわゆる 2 価ワクチンという部分なのですが、2 種類の成分が入っているワクチンという形になりまして、それが先ほど町長の説明にもありましたけれども、9 月中に第 1 弾が入ってくる見込みになったということに対応して今回このような接種に対しての予算をつけさせていただいたという状況であります。

○議長（森 淳君） 1 番、金木直文君。

○1 番（金木直文君） そうしますと、羽幌町では第 4 回目の接種がかなり、希望者においては大体終わっているのかなと思うのですが、4 回目接種した人が次またオミクロン株ワクチンを受けようと思った場合には一定期間が置かれるのかどうか、4 回目を受けていない人はすぐにでも、9 月にでも接種受けられるのかどうか、その辺の対応というか、お願いいたします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） 4 回目を受けた方については、現状では 5 か月後というような間隔が設けられておりますけれども、これ国と道からの情報で短縮を検討しているという情報がありますので、そこはまだそういうふうな情報しか入っていないのですけれども、海外では、例えばアメリカでは 3 か月ですとか、そういう状況になっているということですので、期間は短縮されるのかなというふうには思っていますけれども、現状では 5 か月というところになりますので、金木議員おっしゃるような 3 回目までしか打っていない方が期間的には先というふうな状況になるのかなと。4 回目は 60 歳以上の高齢者の方と 60 歳以下の基礎疾患をお持ちの方というくくりでしたけれども、今回の部分は 2 回接種した方が全て対象ということになりますので、必然的に順番はそちらの後段言った方のほうが先になるのかなというような感じで現在は考えております。

○議長（森 淳君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） これで討論を終わります。

これから議案第 47 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 令和4年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（森 淳君） これで本日の議事日程は全部終了しました。  
したがって、令和4年第7回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午前10時33分）